

上代神祇史

213
47

014127-000-9

213-47

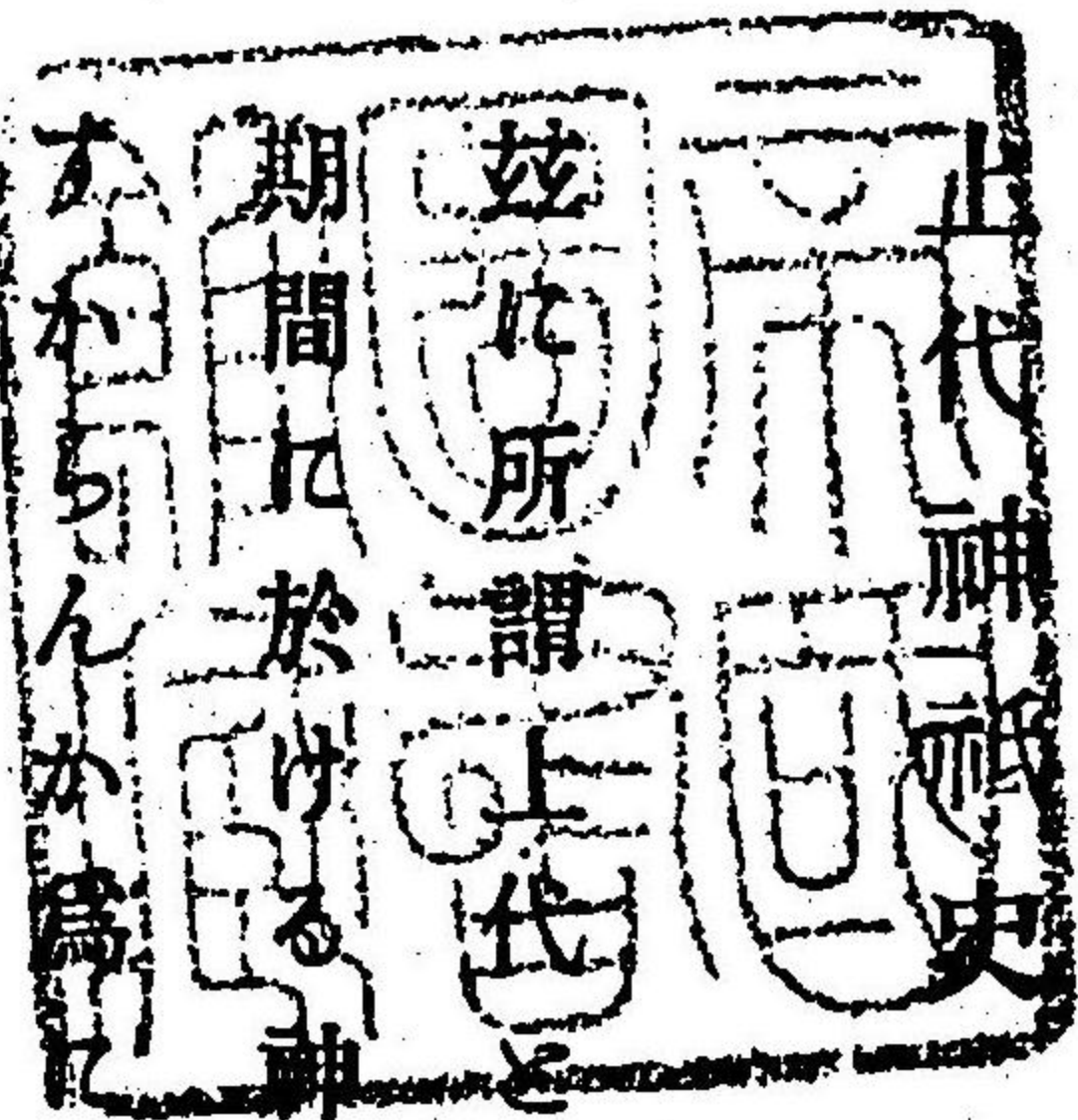
上代神祇史

小林 八郎兵衛 / 著

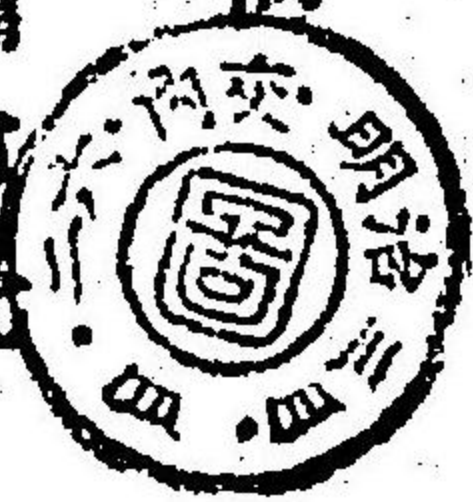
M34

ABB-0400





小林八郎兵衛稿



は神武天皇以後平安朝以前を指せるなり本篇は此
期間に於ける神祇に關する變遷を序述したるものなり今之を見や
奈良以前を以て一段となし奈良時代を以て一段と

なせ

奈良以前

奈良以前とは神武天皇の紀元々年より元明天皇の和銅三年即紀元
千三百六十八年天皇か都を奈良に遷し給ひしまで前後四十三代千
三百六十八年の間をいふ此間千二百年ばかりの間はよく惟神の道
行はれて神祇祭祀の事も遺る事なく勉めしかは神の人により給ひ
て御諭を下し給ひし事などもあり又之か爲に海外に國を得給ひし
か如き事もありき其後儒教渡り來りしもこれか爲に惟神の道を害

へるか如き事は無かりしが佛教渡來してより人の心さかしらなりて惟神の道やうやく行はれざるやうなりけり神武天皇日向に坐しまして諸皇兄及び諸皇子に向はせたまひて宣りたまはく昔天神この葦原瑞穂國を以て我が御祖瓊々杵尊に授けたまへり。うの上運鴻荒に屬し時草昧に鐘れるか故に西のほとりにませり。こゝをもて遠き所は猶未王澤に霑はず。邑に君あり村に長あり各分れて互に凌きあへり。聞く所によれば東のかたに美き所あり。青山四方にめぐれりといふ。これに都して天の下知らさむはいかに。諸皇兄及び諸皇子皆ことわりなり。速に行ひたまへと申す。始皇御孫瓊々杵尊天降りましてより御子彦火々出見尊うの御子鸕鷀草葺不合尊まで皆日向にましましてにて神武天皇は葺不合尊第四の皇子にませり。

こゝに於きて御軍をとゝのへ率おたまひて海に陸に年を経ると六

年にして大和國橿原に都を奠めたまひ天皇の位に即かせたまふ。

天皇四年二月諸臣に詔して宣はく

我皇祖之靈也。自天降鑒。光助朕躬。今諸虜已平。海内無事。可以郊祀天

神。申大孝者也。(日本書紀三)

と乃祭場を鳥見の山中に造りて天照大御神高皇產靈神神皇產靈神を祭らせたまへり。之より先天皇御軍の内に入りて天神を祭らせ給ひじとも志ばくなりき。

崇神天皇の五年疾疫多く起りて民之か爲に死するもの多し。天皇神祇を散祭して之を救はむとを祈りたまひ神淺茅原に幸じたまひて八百萬神に卜問ひたまひ大物主神倭大國魂神をはじめ八十萬の神々を祭りたまひ又天社國社神地神戸を定めたまひてよく神祇を祭りたまひしかは疾疫おのつからに息み五穀みのりて民饒ひき。この時大物主神を祭れるは三輪山にして今の奈良縣大和國三輪町なる

官幣大社大神々社は即これ也又倭大國魂神を祭れるは市磯邑に
て今の大和國朝和村なる官幣大社大和神社は即これ又八十萬神
を祭りたまふとき布都御魂劍を石上に移しまつる今の丹波市町な
る官幣大社石上神宮は即これ之次に至り神威をかこてみてこ
れまで同床共殿に齋き奉れる天照大御神と共に住みたまふを安
からし思ほし齋部氏をして石凝姥命天目一箇命の子孫を率ゐて神
鏡神劍を摸造せしめ之を殿内に安置し護身の御璽となしたまひ天
照大御神に皇女豐鍬入姫命を託けまつりて倭笠縫邑に遷し齋き祭
らしめたまふ。

九年三月神の御さとしによりて赤色の盾赤色の矛をもて墨坂乃神
を祭り黒色の盾黒色の矛をもて大坂の神を祭らせたまふ。かくてこ
の御代に氏神の祭りは始れり先代舊事本紀（巻）に曰く

伊香色雄命 此命春日宮御宇天皇御世以爲大臣磯城瑞籬宮御宇

天皇御世詔大臣爲班神物定天社國社以物部八十牛所作祭神之物
祭八十萬群神之時遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑則天祖
授饒速日尊自天受來天璽瑞寶同共藏齋號曰石上大神以爲國家亦
爲氏神崇祠爲鎮則皇后大臣奉齋神宮

と。今の官幣社石上神宮即これあり。

垂仁天皇の二十五年二月諸臣に詔して宣りたまはく

我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇惟毅作聖欽明聰達深執謙損志懷
沖退綢繆機衡禮祭神祇剋已勤躬日慎一日是以人民富足天下太平
也今當朕世祭祀神祇豈得有怠乎（日本書紀六）

と。この月又神祇官をたてたまふ。これ神祇官の名の起りし始なり。公
卿補任に曰はく

垂任天皇二十五年二月詔阿部臣祖武淳名川別和珥臣祖彦國菴中
臣連祖大鹿島物部連祖十千根大伴連祖武日命等曰人民富足天下

● 太平、諸卿等、宜議置神祇官、

と。之より御代く神祇官の事見ゆるによれば、その官常に置かれたるか如し而して、その後唐制模倣の大化改新にも太政官の上にせられたるを思へば、御代々諸官の上に位せしと明なり。三月豊鍬入姫命己に年老いたまへるを以て皇女倭姫命をして代りて大御神を齋き祭らしめたまふ。されより先崇神天皇の三十九年豊鍬入姫命大御神を倭笠縫邑より丹後國吉佐宮に遷し奉り、それより大和紀伊にも遷し奉りてまた大和國なる三輪の御室嶺上宮に遷しまつれり。はしめ笠縫邑を出てはし、よりこゝに至るはて國を過くると三宮をかふると五年を経ると實に二十一年なり。此乃時豊鍬入姫命己に年老いたはへるを以て倭姫命をして代らしめたまひしこ。さて嶺上宮より齋き祭ると二年にして又同じ國なる宇多の秋宮に遷し奉る。この宮にはします時大御神姫命に御夢の内に宣りたははく

高天之原爾坐而吾見之國、仁吾乎令坐奉(大神宮本記)

と。よりにて又同じ國なる佐々波多宮に遷し奉り、それより伊賀近江美濃尾張三河遠江にも遷し奉りしが十四年伊勢國桑名野代宮に遷し奉り、又同國なる河曲小山宮奈具波志忍山宮阿佐賀藤方片樋宮飯野高宮多氣佐々牟延宮瀧原宮を経て廿五年の三月五十鈴川のほとりに遷し奉る。その時大御神姫命に宣りたははく

是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可憐國也、欲居是國、(日本書紀六)

と。そのを以て神の宮を建て、齋き祭らせたまふ。今の伊勢神宮即これなり。先に宇多の秋宮を出てたまふよりこゝに至るまで國を過くると八宮をかふると十八年を経ると實に五十一年なり。神宮こゝに定りて五十鈴の川のかはるとなく鎮りましまし、歴朝の崇敬怠りたまふとなくして今日に及へり。

之より先神武天皇日向より出てたゝして紀伊より大和の宇陀に入

りませるとき御供仕へし天日別命に御命れほせて別に東の方をこ
とむけしめたまふ。日別命やがて伊勢に出てこの國をこむけぬ。後
天皇この國を賜ひて命を伊勢國造に任じたまへり。日別命は天御中
天尊十二世孫天御雲命の子天牟羅雲命の孫なり。この裔代々伊勢の國
造たり。さてこの後何れの時にかありけむ。磯部河以東の地を以て所
轄としこの統を分てり。所謂分家をなせり。垂仁天皇の頃この分家の
主たりしを大若子命といふ。大御神鎮り坐せるに及ひてやがてこの
領地を献りて神領となし大御神に仕へ奉り大神主と稱す。勅により
て猶神領を治めたり。大若子命は神官にして又行政官たりし。やが
て有爾鳥墓村に神庠を造りて神政を行ふ。この子孫後神勅によりて
專豐受大神宮に仕へ奉り度會氏と稱へ。維新まで猶つきく^くに仕
へ奉れり。今三重縣伊勢國度會郡宇治山田町に住める從四位男爵松
木美彦はこの裔なり。

この時大和國より御供仕へ來れる大荒命もそのまゝ大御神に仕へ
まつれり。この子孫永く大御神に仕へまつりて荒木田氏と稱へき。こ
も亦維新までつきく^くに仕へまつれり。今宇治山田町に住める從五
位男爵澤田泰國はこの裔なり。

景行天皇の十二年七月熊襲反れて貢きたてまつらす。天皇筑紫に幸
まして志我神直入物部神直入中臣神の三神を祭りて之を討ちたま
ひしかはやかて服しぬ。二十年三月伊勢國多氣郡多氣郷に寮舎を建
て竹の宮といふ。神宮齋王のまします所なり。

成務天皇の五年九月大國小國の國造また縣々の稻置を定めらる。國
造稻置は始神武天皇乃御代より置きたまへるも乃よて景行天皇乃
御代にはこの皇子七十七柱を寄せ給ひしとありしがこの御代に
至り又この御寄さしありて明にこの制をたてたまへる。さてこの
國造は各々の國にありてわが祖神を祭りつゝ民を治めたりしかは

教神の風は普く行はれたり。

又四十年六月の頃より東夷叛きまつりてさわかじかりければ皇子日本武尊勅を承りて之を討ちたまふ。こゝ時伊勢神宮に詣てたまひしに倭姫命草薙神劍を取り出して尊にたまへり。この神劍後尾張國熱田にとほりたまふ。今の官幣大社熱田神宮即これ。

仲哀天皇の御代熊襲また叛きまつりしかば八年天皇筑紫に幸きまして之を討ちたまふ。この九月行宮に群臣を集へて熊襲を討たむ計を議したまへる時天照大御神皇后にかたり給ひて宣りたまはく

天皇何憂熊襲之不服、是齋之空國也、豈足舉兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之賂有向津國、眼炎之金銀彩色多在其國、是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾者則曾不血刃其國必自服矣、復熊襲爲服、其祭之、以天皇之御船及穴門直踐立所獻之水田名大田、是等物爲幣也、(日本書紀八)と然るに天皇この御教に従ひたまはず。且之を疑ひまつりしかば大

御神また皇后にかたりて宣りたまはく

如天津水影押伏而我所見國、何謂無國以誹謗我言、其汝王之如此言而遂不信者汝不得其國、唯今皇后始之有胎、其子有獲焉。と。然れども猶天皇は御教に従ひたまはで熊襲を討ちしかども元勝ちたまはさるほどに崩りましぬ。皇后天皇の神の御教に背きたはひて崩りまし、をうれたみ給ひ國の大祓して更に齋の宮を小山田の邑に造り九年三月御みつから神主となりたまひ武内宿禰に御琴を彈かしめ中臣烏賊津使主を審神者となし千高を琴のあとさきに置きて神の御教を請ひたまふ。こゝに大神の宣りたまへるは先の如くにて又

凡此國者、坐汝命御腹之御子所知國也、(古事記中)

と宣りたまへり。猶ねきまつりてかく教へたまふ神の御名を知らしめたまへと請ひ申しに

神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命焉(日本書紀九)

と宣らせられたはへり。外に亦神ますやと問ひ申しに

幡萩穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居之神也(同上)

と答ひたまひき。猶問ひ申せしに

於天事代、於虛事代玉籤入彦嚴之事代神有之也(同上)

と答ひたまひき。猶問ひ申しに

於日向國橘小門之水底、所居而水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也(同上)

と答へたまひ猶宣りたまはく

今寔思求其國者、於天神地祇、亦山神及河海之諸神、悉奉幣帛、我魂坐

于船上而、眞木灰納瓠、亦箸及比羅傳多作、皆々散浮大海、以可度、

とよりて御教のまゝに神々を祭りやかて吉備臣祖鴨別をして熊襲(古事記中)

を討たしめしよ忽にまつろひぬ。かくていよく御教に従ひて御軍を整へ韓國にいでます。その時海中の魚ども皆舟を貢ひ風は追風に吹きて舟はさなから矢を射るか如し。かくて新羅國に至りはせは國王おち懼れてまつろひぬ。且これより後永く御飼部となりて貢せむとて種々の物を横山の如く積みなして献れり。高麗百濟の國王も亦その様を伺ひてみづから皇后の御許に來りて服ひ奉り。猶永く貢物を奉らむと申す。皇后やかて黑江大神の荒魂をこの國の國守神と鎮め祭りて還らせたまふ。その後表筒男中筒男底筒男の三神皇后に宣りたまはく

我荒魂令祭於穴門山田邑也(同上)

とよりて穴門直之祖踐立を祭主として御社を穴門山田邑に立て、之を祭らしめたまふ。今山口縣長門國豐浦郡なる國幣中社住吉神社即これなり。かくて皇后都に歸りたまむとして海路より難波のほと

りに至りぬし、に御船動かすなりぬ。よりてまた武庫の水門より還り
たまひて神の御教を請ひ申し、に天照大御神宣りたまはく

我之荒魂不可近皇居、當居御心廣田國、(同上)

と。よりて山背根子の女葉山媛をして大御神を祭らしめたまふ。今の
兵庫縣攝津國武庫郡なる官幣大社廣田神社即これなり。又稚日女尊
宣りたまはく

吾欲居活田長峽國、(同上)

と。よりて海上の五十狹茅をして祭らしめたまふ。今の攝津國神戸市
なる官幣中社生田神社即これなり。又事代主尊宣りたまはく

祠吾于御心長田國、(同上)

と。よりて葉山媛の妹長媛をして祭らしめたまふ。今の攝津國武庫郡
なる官幣中社長田神社即これなり。又表筒男中筒男底筒男の三神宣
りたまはく

吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船、(同上)

と。よりてまた御教のまゝに祭らせたまふ。今の攝津國住吉郡なる官
幣大社住吉神社即これなり。

御代々の天皇皆神を敬ひたまはさるはなし。されは神も御稜威を示
したまへとこの御代はかり御稜威の輝けるとはあらさる。仲哀天
皇は神の御教を疑ひまじ、より忽に崩りまたひ。神功皇后はよく神
を敬ひ御教に従ひまつりしが故にこの大御業をなし終へたまひこ
れまてき、も及はさりし外國を服へしめ永く貢たてまつらしめた
まふ。これまゝに神を敬ひ奉るによれり。されはこの後の御代々も永
く神を敬ひ奉る。この皇后乃如くなしたまひなむにはいく久しく
彼の國々を御餉部としつゝ、猶うの他の國々までも服はしむるに到
りたらむを後には佛教などいふあらぬ教ども渡り來りて人のこゝ
ろさかしらになりゆき神を敬ふともやうく、に衰ひたりければこ

十六
の時かく得たまへる韓國も遂に御國のものにあらずなりはて近き
年頃は世界の望み争ふ國とはなりにけり。過ぎ去古を思へはくやし
ともくやしや。

雄畧天皇の廿一年十月天照大御神御夢の内に天皇に宣りたまはく
吾高天原坐豆、見志真岐賜志處爾、志都真利坐奴、然吾一所耳坐波甚
苦、加以大御饌毛安不聞食坐、故爾丹波國比治乃真奈井爾坐、我御饌
都神等由氣太神乎、我許欲(止由氣宮儀式帳)

と。天皇驚きたまひて大神主大佐々命に仰せたまひて次の年九月御
教のまゝに遷し奉る今の伊勢外宮即これ。かくてまた大御神宣り
給はく

我祭奉仕之時、先可奉祭豐受神宮也、然後我宮祭事可勤仕也、云彼宮

禰宜仁ハ天村雲命孫神主氏乎別定置令供奉也。(大神宮諸雜事記一)

と。こゝをもて今も猶外宮の御祭は内宮の御祭の前日なりまた天村

雲命は皇御孫命天降りまし、時御供仕へ給つりし神にて大佐々命
の先祖なり。かくて大佐々命は垂仁天皇の御代神領を奉りし大若子
命の裔なり。

この御教によりて外宮の御垣の内に御饌殿を造り御饌を調へ内宮
に持ちまわりて大御神に御饌を献つるとなれり。猶欽明天皇の御
代大臣蘇我稻目が百濟國に諭したる詞によれば此の御代に百濟國
をして大己貴神を祭らしめたまへるか如し。神功皇后は新羅に住吉
神の荒魂を鎮め祭りこの御代又百濟をして大己貴神を祭らしめた
まふ。外國にまてわか神を祭らしめたはひしとかくの如し。國內の様
思ひやるへし。清寧天皇の御代天皇皇子なきを以て大神乃神に祈ら
せたまふ。大三輪神三社鎮座次第之を記して曰はく

磐余瓊栗宮御宇、天皇勅大伴室屋大連、奉幣帛於大三輪神社、祈禱無
皇子之儀、時神明憑宮能賣曰、天皇勿慮之、何非絕天津日嗣哉、上古吾

與少彥名命、戮力一心、所以經營天下、其所以而今少彥名命、來臨吾邊、津磐座、與吾及和魂、共能可敬祭、守皇孫濟人民矣、於是起立磐境、崇祭少彥名命、于時天皇元年冬十月乙卯日也、

と。大神の神は大物主神にて前に見ゆたる官幣大社大神々社即これなり。

顯宗天皇の三年二月月の神人にかたりて詔りたまはく

我祖高皇產靈、有預鑄造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻我、當

福慶、(日本書紀十五)

と。阿閉臣事代之を天皇に奏し、かは山城國葛野郡の田を奉り且御社を建て、壹伎縣主先祖押見宿禰をして仕へばつらしむ。かくて四月また日の神人にかりて阿閉臣事代に詔りたまはく

以磐余田獻我祖高皇產靈、

と。事代之を奏し、かは田十四町を獻り且御社を建て、對馬下縣直

をして仕へまつらしめたり。

繼體天皇の元年大伴大連奏して申すらく

臣聞、前王之宰世也、非維城之固、無以鎮其乾坤、中略請立手白香皇女納

爲皇后、遣神祇伯等敬祭神祇、求天皇息、允答民望、(日本書紀十七)

と。うの神を敬ふとかくの如くなりき。

欽明天皇の十三年十月百濟の聖明王うの臣西部姫、氏達率、怒唎斯致契等を遣して金銅の釋迦佛の像一軀及ひ幡蓋若干並に經論若干卷を献り又表を上りてうの傳來禮拜功德を讚して之を奏したてまつる。天皇禮すへきや否やを群臣に計りたまふ。大臣蘇我稻目奏して申

さく

西蕃諸國一皆禮之、豐秋日本豈獨背也、(日本書紀十九)

と。この時物部大連尾與中臣連鎌子は共に之を排して奏さく

我國家之王天下者恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜爲事、方今

改拜蕃神恐致國神之怒(同上)

と。よりて天皇佛像を稻目にたまふ。稻目悦ひて向原の家を寺となして之を禮ひ拜む。然るにうの後國中疫氣行はれて民夭死するもの多く而してよく治療するも能はず。尾輿鎌子即奏して申さく

昔日不須臣計致斯病死、今不遠而復、必當有慶、宜早投棄、勤求後福、

(同上)

と。天皇之に従ひたまふ。乃有司に命じて佛像を難波の堀江に流し棄てしめ復火を伽藍に縦ちて焼き盡さしめたまふ。あはれこゝに全く余燼なれよ至りしならむにはいかばかりうれしかりけむを後再燃にあかれるころうたてかりけれ。

十六年百濟の聖明王賊の爲に殺さる。二月惠來りて之を奏し且天皇の御德によりて讎を復さむを請ひ申す。この時大臣蘇我稻目王子惠に諭して曰はく

昔在天皇大泊瀬之世、汝國爲高麗所逼、危甚累卵、於是、天皇命神祇伯

敬受策於神祇、祝者廼託神語報曰、屈請建邦之神、徃救將亡之主、必當

國家謐靖、人物又安、由是請神徃救、所以社稷安寧、原夫建邦神者、天地

割判之代、草木言語之時、自天降來、造立國家之神也、頃聞、汝國輟而不

祀、方今悛悔前過、脩理神官、奉祭神靈、國可昌盛、汝當莫忘、

と。ひとり佛像を禮拜せし蘇我稻目も事國家の存亡に關してはあろ言を爲せり。以て當時に於ける敬神の風を見るに足るべし。海外にまでわか神を祭らまむ。また以て皇威のいかに甚まかりしかをも思ひやり奉るべし。かくまて行はれし敬神の風かくまて甚しかりし天皇の御稜威かわつかの程に外國より渡れる佛教の爲にいたく損はれしとは嘆きてもく猶余りあるとなりけり。

敏達天皇の十年二月先に日本武尊が捕へたまへる蝦夷ども數千寇しうむきぬ。天皇うの魁帥綾糟等を召して之を誅したまはむとす。綾糟等おちかしてまりて漱死て奏さく

臣等蝦夷、自今以後子々孫々用清明心事奉天闕、臣等若違盟者、天地諸神及天皇靈絕滅臣種矣（日本書紀二十）

と。蝦夷猶よくこの言をなす。當時の様思ふへし。然るにこの御代また佛教は入り來れり。十三年九月百濟より歸れる鹿深臣某彌勒の石像一軀を又佐伯連某佛像一軀を持ち來れり。稻目の子蘇我馬子時に大臣たりしか父の後を繼ぎて佛法を修めむ志ありしかはやかてうの佛像二軀を請ひ受け人を四方に遣して佛に仕ふるものを求め大に之を禮拜せり。然るに次の年亦國中に疫疾行はれて民死するもの衆し。この時尾輿の子物部の守屋の大連鎌子の子中臣勝海の大夫共に奏して申さく

何故不肯用臣言、自考天皇及於陛下、疫疾流行、國民可絕、豈非專由蘇我臣之興行佛法歟、（同上）

と。天皇之に從ひたまふ。物部守屋大連みつから寺に至りて其の塔を

斫り倒さしめ佛像佛殿と共に悉く之を焼かしめうの焼きあはれる佛像は皆難波の堀江に投げ棄てまめたり。かくはて根を斷ち幹を芟りたる佛教の猶も枯れやらでこの後また芽くみ出て遂に大く生ひ茂れるをいははしき。

用明天皇の御代に至り佛教またく行はれて遂に天皇も之を信じたまふに至る。されども敬神の御業は怠り給はさりしか如し。日本書紀（廿二）に曰はく

天皇信佛法尊神道、

と。こゝに神道といへるは平田翁のいへるか如く神祭の事を指したる也。この御代の二年四月天皇御病あり。群臣に詔して宣りたまはく

朕思欲歸三寶、卿等議之、（日本書紀廿二）

と。この時物部守屋大連中臣勝海連共に奏して申さく

何背國神敬他神也、由來不識若斯事矣、（同上）

と。之に反して大臣蘇我馬子奏して申さく

可隨詔而奉助、誰生異計、(同上)

と。遂に豊國法師某を内裏に入る。天皇はやかて崩りましぬ。ゆゝしや。いまはしや。僧侶か宮中に入るとこれより始り遂には御政にさへ口を容るゝに至り惟神の道はやうく薄らきて皇威亦之より御光を失ひたまはむとす。あはれ。

崇峻天皇の二年馬子二皇子を弑し奉る。日本書紀(廿二)之を記して曰はく

四月、橘豐日天皇崩、五月、物部大連軍衆三度驚駭、大連元欲去餘皇子等、而立穴穗部皇子爲天皇、及至於今、望因遊獵而謀替立、密使人於穴穗部皇子曰、願與皇子將馳獵於淡路、謀泄、六月甲辰朔、庚戌、蘇我馬子宿禰等奉炊屋姫尊、詔佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣眞嚙曰、汝等嚴兵、速往誅殺穴穗部皇子與宅部皇子、是日夜半、佐伯連丹經手等圍穴

穗部皇子宮、於是衛士先登樓上、擊穴穗部皇子肩、皇子落於樓下、走入偏室、衛士等舉燭而誅、辛亥、誅宅部皇子、善穴穗部皇子故誅、

と。馬子は只に二皇子に留らむ。遂に天皇をも弑し奉れり。水鏡之を記して曰はく

五年と申し、二月に、御門忍ひやかに太子にの給はく、蘇我の大臣、内にはわたくしをほしきまゝにし、外にはいつはりをかさり、佛法を崇むるやうなれども、心正しからむ、いかゞそべきとの給ひしかは、太子、只この事を忍ひ給ふへし、と申し給ひしほせに、十月に人のぬのしゝを奉りたりしを、御門御らむして、いつか猪の首を斬るか如くに、わかきらふ所の人をたちうしなふべき、との給はせしかは、太子大におとろき給ひて、世の中の大事なる御詞によりてう出でくへきとて、俄に内宴をおこなひて人々に祿賜はせなどして、今日御門のゝ給はせつる事ゆめくちらすな、とかたらひ給ひしを、誰

かいひけむ。蘇我の大臣に、御門かゝる事をなむの給ひつると語りければ、我身をのたはふにころと思ひて、御門をうしなひ奉らむとはかりて、東漢駒といふ人をかたらひて、十一月三日、御門をうしなひ奉りき。宮の中の人おどろきさわきしを、蘇我の大臣、うの人を捕へさせしめしかは、人々この大臣の志わさにころと知りて、どかくものいふ人なかりき。

と。あはれくこはいかなるとならむ。臣として君を弑しまつると言さやく唐國にはありとある聞け。葦原瑞穗國こゝに千二百四十八年いまた嘗てかゝる事はなかりし。君は天皇。天皇は現御神。皇祖大御神乃御統。神を敬ふ心あるものいかてかろの御統なる天皇に對しつゝしみを欠くを得へけむや。況して之を失ひ奉るに於いてをや。天皇は神の御統。皇子は天皇の御子。同じく神の御統。神を敬ふ心あるものいかてかろの御統なる皇子に對してつゝしみを欠

くを得へけむや。況して之を失ひ奉るに於てをや。然るに馬子は身大臣の官にありて二つなから之を行ひ奉れり。しかも皇子は二柱まで之を失ひ奉れり。蘇我氏は崇佛の家。以て佛教かにかにわか惟神の大道を害ひしかは知られなむ。古來天皇は天神の御統にして尊じとも尊く天皇にまされる尊きものはうの御祖の天神より外にはあらざりし。然るに佛教渡り來りて天皇亦之を禮拜したまふ。之己に天皇の御稜威を損せしもの。且佛教は能く無量無邊の福德果報を生じて祈り願ふ處かなはさるものなしといふ。こゝに於いてか天皇に對せし尊敬の心をさきて皆佛に向ふに至る。天皇の御稜威衰ひていかてか神の道全れを得へき。これより惟神の大道はますく地に落ちむとす。いとかなしや。

推古天皇の元年御食子大連公をもて神宮の祭主となしたまふ。御食子大連公は天兒屋根命廿一世孫可多能裕大連公の一子なり。神宮の

祭主こゝに始る。この御代聖德太子万機を攝したまふ。太子志きりに唐國風を移して神代なからの手振を更へ佛法を弘めむとしたまふ。十二年四月太子か定めたまへる憲法十七條の二、に

篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人非貴是法、人鮮尤惡、能教從之、其不歸三寶、何以直枉、(日本書紀廿三)

との給ひしかも十七條中一言の神祇に關するものなし。されども神祇敬祭は天つ神の命令也。いかてか太子の望む如くなるを得へき。けにや。十五年の二月一の大詔は下りぬ。日本書紀(廿三)之を記して曰はく

朕聞之、曩者我皇祖天皇等宰世也、踴天踏地敦禮神祇、周祠山川幽通乾坤、是以陰陽開和、造化共調、今當朕世、祭祀神祇、豈有怠乎、故群臣爲竭心宜拜神祇、

と。かくてうの後天皇御みつかから皇太子及び大臣并に百官を率おて

神祇を祭らせたまふ。神代なからの手振はなほ更ふるとを得さりしこ。うの後來目皇子を遣して新羅を討たせ給ふ時御軍筑紫に至りて經津主神を祭る。經津主神は軍神にませり今の千葉縣下總國香取郡なる官幣大社香取神宮はこの神を祭れるこ。

舒明天皇の御代に至りては惟神の大道地に落ちしとまた甚し。日本書紀(廿三)に曰はく

八年秋七月己丑朔、大派王謂豐浦大臣曰、群卿及百寮朝參已懈、自今以後、卯始朝之、已後退之、因以鐘爲節、然大臣不從、是歲大旱、天下飢、ど。大臣猶皇子の命よ從はさるに至る。皇威はうもいか様よかありけむ。

皇極天皇の御代に至りては神を祭るに牛馬を供ふるに至る。うのならはしすへて唐様に移れると知るへし。日本書紀(廿四)に曰はく

秋七月甲寅朔、戊寅、群臣相謂之曰、隨村々祝部所教、或殺牛馬祭諸社

神、或頻移市、或禱河伯、既無所効、

と。しるしなきは宜之けり。神を祭るといへとも心のみならでうのし
わざさへ唐風に移れるをや。神のしるしたになきに至る。あゝに於き
てか權臣蘇我蝦夷ひとり所得顔に專横を極む。大御位の危くはし、
ともありけむかし。思ひやるたに肌寒し。日本書紀(廿四)に曰はく
(元年十二月)

蘇我大臣蝦夷立己祖廟於葛城高宮、而爲八佾之饗、遂作歌曰、野麻騰
能、飢斯能毗稜栖鳴、倭施羅務騰、阿庸比施豆矩梨、舉始豆矩羅苻母、又
盡發舉國之民並百八十部曲、預造雙墓今來、一日大陵、爲大臣墓、一日
小陵、爲入鹿臣墓、望死之後勿使勞人、更悉聚上宮乳部之民、役使營兆
所、於是上宮大娘姬王發憤而歎曰、蘇我臣專擅國政、多行無禮、天無二
日、國無二王、何由任意悉役封民、自茲結恨、遂取俱亡、
と、うの様思ひやるへし。

孝德天皇の大化元年七月天皇阿倍倉梯麻呂大臣蘇我石川萬侶大臣

に詔して大夫又伴造等に民を悦はしめて之を使ふ路を問はせたま
ふ。この時蘇我石川萬侶大臣奏して申さく

先以祭鎮神祇、然後應議政事、(日本書紀廿五)

と。是の日直に倭の漢の直比羅夫を尾張國に忌部首子麿を美濃國に、
遣して神に供へまつる幣料を課せしめたまへり。次の月從來の政体
を改めて郡縣制となし新に東國乃國主を任したまふ。これより國造
はたゝうの祖神を祭るとをもて職とするよ至れり。されど國造は主
として神を祭れるにて國司また神を敬すると國造に異ならざりし
なり。

次の年所謂大化の改新は行はれぬ。越はて三年四月臣連をはしめ天
下乃人民の姓を正したまふ。あの時の詔の詞に曰はく

惟神我子應治故寄、是以與天地之初君臨之國也、

と。而して惟神の下に惟神者、謂隨神道亦自有神道也、と註せられたり

この注文がいかなる意義を有せるかは神道論に述べたるか如し。唐風模倣のこの御代にも猶この詔あり。且令によりて之を考ふれば五年八省百官を置かれたる時も神祇官をもて太政官の上にせられたるか如し。委し然とは元正天皇の御代に言はむ。專唐風にならひたはひし内にも神を敬ふ道は變はらさりし。又この御代に至り垂仁天皇の御代有爾烏墓村に造れる神庠を廢して屯倉及ひ御厨を建て且大神宮司を定めたはふ。皇太神宮儀式帳之を記して曰はく

難波朝廷天下立評給時、以十郷分、度會乃山田原立屯倉、新家連阿久多、督領磯連牟良、助督仕奉支、以十郷分竹村立屯倉、麻績連廣背、督領磯部眞夜手、助督仕奉支、同朝廷御時、初太神宮司所稱、神庠司中臣香積連須氣仕奉支、是人時、度會山田原造御厨、改神庠止云名、号御厨即號太神宮司支、

と。これまで度會氏大神主となりて祭政共に之を治めしかこゝに至

りて大化改新人才登庸の結果天皇中臣須氣連を遣はして荒木田氏に代りて祭政を司らしめたまひし。これより度會氏は荒木田氏の如く單に祭祀にのみ仕へまつるとはなれり。こゝに至りて神宮の官制畧備れるか如し。

天智天皇の三年神宮の爲に飯野高官の屯倉を立てたまふ。皇太神宮儀式帳に曰はく

近江大津朝廷、天命開別天皇御代、以甲子年、小乙中久米勝麻呂、多氣郡四箇郷申割、立飯野高宮村屯倉、評督領仕奉支、即爲公郡之、

と、先に度會多氣二郡に屯倉を置かれ、こゝに至りて又飯野に屯倉をたてらる。これ神三郡の起りなり。九年三月大に諸神に幣帛を奉る。日本書紀(廿七)に曰はく

三月甲戌朔壬午、於山御井傍、敷諸神座、而班幣帛、中臣金連、宣祝詞、

と。金連は次の年右大臣になりし人なり。この御代にこの人をして神事を行はしむ。以て敬神の風を見るへし。又この御代に新羅の僧道行といふもの熱田の御社に忍び入り草薙神劍を竊み奉り國に還らむとして舟出せしに雨風いみしくなりて歸るとを得ず。終に捕はれて斬られぬ。之より神劍宮中に留りたまへり。

天武天皇の御代は尤神祇の道に心を盡したまへり。天皇の壬申元年近江朝廷と戦ひませる時伊勢國朝明郡迹太川のほとりに至りて天照大御神を遙に拜みたまふ。後天皇天下知召したまふに至りうの二年四月大來皇女を天照大御神宮に奉らむが爲に泊瀬の齋宮に入りて御身を清めしめ次の年の十月神宮に侍はしめたまふ。崇神天皇皇女豐鉅入姫命を大御神にいつかしめたまひしより後皇女を奉れる御代あり。奉らざる御代あり。定めなかりしも之より御代々必皇女を奉りて齋きまつらしめたまふととなれり。後の齋宮と稱へまつれる

は即これなり。

十一月大嘗祭を行はせたまふ。大嘗祭は天皇即位の後始めて新穀を以て天照大御神及天神地祇を祭らせたまふ大祀なり。こはうの由來いと久しくして清寧天皇の頃已に行はれたるか如し。古は大嘗或は新嘗ともいひてうの別あらさりしかこの御代より御一代に一度行ふを大嘗とし年毎に行ふを新嘗と定めたまへり。

四年四月十日小紫美濃王及小錦下佐伯連廣足を遣して風神を龍田の立野に祠らしめたまふ。今の奈良縣大和國生駒郡なる官幣大社龍田神社即これ。又同じ時小錦中間人蓋及ひ大山中曾禰連韓犬を遣して大忌神を廣瀬の河曲に祠らしめたまふ。今の大和國廣瀬郡なる官幣神社廣瀬神社即これ。之よりこの二神を祭りたまふとははくなりき。凡てこの御代の神祇の道に盡したまふと前代いまた聞かざる所なり。十年正月幣帛を諸の神祇に奉り又畿内及ひ諸國に詔して

天、社國、社の神の宮を修理せしめたまふ。十三年九月使を遣して伊勢
 兩大神宮に神寶を献りたまひ又二十年毎に神殿及び門垣を改むへ
 き由を法きてたまふ。この御代までは破れ損ふに從ひて官司等之を
 修めたりしもこゝに至りてこの御法出づ。後の遷宮即是なり。持統天
 皇の御代初めて之を行はれ延喜年中に至りてうの式大に備はれり
 朱雀元年天皇御病にかゝりたまふ。之を卜ふに草薙神劔崇りたまふ。
 といふ。よりてうの日直に尾張國熱田の社に送りたてまつり。やかて
 社守神主を置かせたまふ。今の愛知縣尾張國熱田町なる官幣大社熱
 田神宮即これなり。

持統天皇の三年八月百官を神祇官に集へて天神地祇の事を宣らし
 めたまひ次の年正月幣帛を畿内の天神地祇にたてまつり又諸神の
 神戸田地を増したまふ。

四年正月天皇即位の式をあげたまふ。時に神祇伯中臣大島朝臣天神
 壽詞を讀みたてまつる。

文武天皇の二年正月新羅の貢物を諸社に奉り四月馬を芳野の水分
 峯神に奉りて雨を祈る。後雨を祈るか爲に馬を奉るところに基けり。
 四年三月刑部親王藤原不比等等に勅して律令を撰定せしめたまふ。
 次の年即大寶元年に至りて成る。之を大寶之律令といふ。令十一卷律
 六卷あり。されどこは天智天皇の定めたまへるを修めぬしゝに過ぎ
 さるものなりといふ。近藤芳樹ぬしその著標註令義解校本(二)に之を
 記して曰はく

近江朝廷の令と云物う、大寶の令典の撰定せらるへき權輿にて古
 書の中にも最尊ひ重すへき物なるを、世に傳らぬはいと惜し、近江
 朝廷とは、天智天皇の御代を指せる也、此御代に、令典を撰はしめ給
 へるよしは、鎌足公傳に、天智天皇七年の事を記せる件に、先此、帝令
 大臣撰禮義、刊定律令、作朝廷之訓、大臣與賢人、損舊章、畧爲條例、と有

るにて知るべし日本紀には所見なし、今傳文なる略爲條例の略字を玩ふに、天智の御時には、未卷數なども、定れるにはあらざりけらし、うは天智紀十年正月に、東宮太皇弟奉宣、施行官位法度之事、大赦天下、とあるが、律令てふ名、また其を施し給ふ事の物に見えたる始にて、かく天下に施行はし給へる物から、此時も未全くは成備さりしにや、とればしきよしは、天武紀に、十年二月甲子、天皇皇后共居于太極殿、喚親王諸王詔之曰、朕今更欲定律令改法度、故俱修是事、然頓就是務、公事有闕、分人應行、是日立草壁皇子尊爲皇太子、令攝萬機、と見えて、天智の十年に、一度施行し給へるより、此御代の十年までは、既に十年を過たるに、かくの如く、萬機の政を皇太子に攝しめ、御自一向に律令にかゝつらひて、これを成就てむと憤發て、おもほし立給へる詔の有りしを以て、推量知るへしさて十一年八月の件に、造法令とあるは、此時全く備りしにやあらむ、さるは持統紀三年六月の件に、班賜諸司

令一部二十二卷とある、是即天智天武の二代に勞き成給へる御典

にて、上に引る弘仁格の序なる卷數に相符へり、職官志云、持統所班令二十二卷、即天武之所改法式、而因天智之

所制者、故史雖互遺漏、可以卷數而參考矣、されは、彼序に、近江朝廷之令とあるは、二十二卷の令

の撰始られし天智御代に洩りていへる也、續日本紀大寶元年八月律令撰定の件に、大畧以清御原朝廷爲准正、とあるは、二十二卷令の成終へる天武御代に就ていへる也、近江朝廷令と、淨御原朝廷令と、二種なるには非ず、但後世よりいはむには、撰始られたるかたには係すて、撰畢られたる方に係へく、是即新令を大寶令とはいはす、養老令と云へきに、同志例になむ有ける、

と。而して又遡りて考ふるに天智天皇はうのかみ孝徳天皇の皇太子にませり。彼の大化改新は殆この皇太子の御方なりき。されは大化の官制職掌も亦この大寶令の如くなりまならむ。いひもて行とは大寶令は孝徳天皇大化改新以後の官制職掌を刊修成文せるものといふ

べし。かくてこの大寶令か神祇に最も重きを置けるによれば以て當時の敬神の風を見るときを得へきなり。其の後元正天皇の養老二年また之を刊修せらる。之を養老の律令といふ。各十卷あり。今傳れる令は即これ之。右に述べたるか如くなれば大寶令は養老令によりて之を見るへき之。而して養老令は元正天皇の御代になれり。故に令に就きては元正天皇の所に之を言はむ。

大寶元年秦忌寸都松尾社を建つ。祭神は大山咋命中津島姫命にして今の京都府山城國松尾村なる官幣大社松尾神社は即これ之。大寶二年七月詔して宣りたまはく

伊勢大神宮封物者、是神御之物、宜准供神事、勿令濫穢(續紀二)と。又八月の詔に曰はく

伊勢大神服新用神戸調(同上)

と。慶雲元年十一月使を遣して幣帛鳳凰鏡錦窠を伊勢太神宮にたて

まつる。

元明天皇の和銅元年閏八月使を遣して幣帛を伊勢太神宮に奉り平城を營む狀を告げまつる。四年四月詔して宣りたまはく

賀茂神祭日、自今以後、國司毎年親臨檢察(續紀四)

と。唐國風にならへりといへ。猶歴代の神祇を敬ひたてまつるとかくの如し。然るに都を奈良に定めたまひしよりはいかなる禍津日の神の御荒ひにや佛寺のみ獨玉の臺よいつかれて神は雨もる小屋乃とさきやに過くしたまふに至れるううたてきや。

奈良時代

奈良時代とは元明天皇の和銅三年即紀元千三百六十八年天皇か都を奈良に遷したまひしより桓武天皇の延暦十三年即紀元千四百五十四年天皇か都を平安に遷したまひしまて前後八代八十六年の間をいふ此間は我が國史の最も光を失へる時代なり當時漢土は唐代

の盛世にして百般の事物燦然として輝きければ我か君臣はひたすら彼に倣はむとするより外なかりきされは遣唐乃使しはくんにして入唐の僧亦いと多かりき一度彼の國に至れるものは世にもてはやされ人に重んぜらるゝ事恰明治初年の洋行歸りに異ならざりしに此を以て入唐の僧侶は思ふかまゝに其の威を振ひ終には宮中を横行しめはれ一天万乗の天皇も此等の説言を信じて疑ひ給はざるに至れり此時に當りていかてか惟神の大道の御影をも拜するを得んや現御神の大御身を以て三寶の奴と宣らせたまひしも此時なりき諸國の神社に國分寺を建て給ひしも此時なりきはたまた天日嗣の大御位の危かりし事も此時代なりけりされども神明はましましき天日嗣の大御位は遂に事あく天つ神の寄させ給へるまに續かせ給へり時の有様はかくの如しといへども猶神祇の道は失はれざりき日本は神國なり神祇の道決して絶ゆるとはあらざる

元明天皇の和銅四年秦公伊侶具始めて伊奈利社を山城に建つ。祭神は稻倉魂命猿田彦命大宮女命にして今の京都伏見なる官幣大社稻荷神社即これ。同じ年の九月十八日太安麻呂をして古事記を撰はしめたまふ。次の年正月二十八日成りて奉る。始め天武天皇修史の御心あり。稗田阿禮をして舊辭を記臆せしめたまひしかどもそのいとまなくして終りたまひぬ。持統文武の天皇亦そのいとまなくして過きたまひぬ。この御代に至り阿禮年六十にもあまりしかはこの事は行はせたまひし。古事記序文中に之を記して曰はく

於是天皇詔之、朕聞諸家之所贊帝紀及本辭、既違正實、多加虛偽、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削偽定實、欲流後葉、時有舍人姓稗田名阿禮、年是廿八、爲聰明度目誦口、拂耳勒心、即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、御

紫宸而德被馬蹄之所極、坐立扈而化照船頭之所逮、日浮重暉、雲散非烟、連柯并穗之瑞、史不絕書、列烽重譯之貢、府無空月、可謂名高文命、德冠天乙矣、於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、云々大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世、故天御中主神以下、日子波限建鸕草葺不合尊以前、爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇以下、品陀御世以前、爲中卷、大雀皇帝以下、小治田大宮以前、爲下卷、并錄三卷、謹以獻上、臣安萬侶、誠惶誠恐頓首々々、

と。一卷は實に神代の卷也。神の道を知るを得るは此の書を以て第一とす。本居翁歌ひて曰く

上つ代のかたちよく見よいろのかみ古事ふみはまもみのかみ
と。翁はこの三卷を釋きて四十四卷の古事記傳を作れり。古事記はま
とにわか國の寶典なりけり。(玉鐸百首)

元正天皇の養老二年太政大臣藤原不比等等に勅して律令を修定せしめたまふ。各十卷あり。されども大寶律令の錯誤を改正し行闕を削補したるに留れるとは前よいへるか如し。今傳れる令は即この令也。而して律は應仁以後亂離の世に秩亡して今はその注釋たる律疏の殘篇二卷の僅に存せるのみ。始め神武天皇の御代より中臣齋部の二氏專祭祀を司りて且政事に預り大伴物部の二氏專軍事を掌りて祭祀を兼ね行ひ所謂祭政は一致にして分るゝとなかりけり。その後雄略天皇の御代神祇伯ありしを思へは當時已に神祇事務を司れる官職を設けられたるか如し。その後繼體天皇皇極天皇の御代にも神祇伯の名見はたり。されどもその職制いかなりしかは知るを得ず。ここに至りて令の成文に神祇官を以て百官の上に置かれたり。前にもいへるか如く養老の令は大寶の令を刊修したるもの也。されは文武天皇の御代にも亦神祇官は諸官の上にあるならむ。かくて大寶の

令は大化改新以後の官制職掌を削補せしに留れるものなれば孝徳天皇の御代にも亦神祇官は諸官の上にあるにありしなるへし。養老の令は十卷三十篇よりなる。第一官位令凡十九條第二職員令凡八十條第三後宮職員令凡十條第四東宮職員令凡十一條第五家令職員令凡十條第六神祇令凡二十條第七僧尼令凡廿七條第八戸令凡四十五條第九田令凡三十七條第十賦役令凡三十九條第十一學令凡二十二條第十二選叙令凡三十九條第十三繼嗣令凡四條第十四考課令凡七十五條第十五祿令凡十五條第十六官衛令凡二十八條第十七軍防令凡七十六條第十八儀制令凡二十六條第十九衣服令凡十四條第二十營繕令凡十七條第廿一公式令凡八十九條第廿二倉庫令凡廿二條第廿三厩牧令凡二十八條第廿四醫疾令凡二十七條第廿五假寧令凡十三條第廿六喪葬令凡十七條第廿七關市令凡二十條第廿八捕亡令凡十五條第廿九獄令凡六十三條第三十雜令凡四十一條通して九百四十九條

なり。この内倉庫醫疾の二令今は傳はらず。さてこゝに於いて神祇官を太政官の上に置けるは以て當時の敬神の風を伺ふとを得へし。北畠親房公乃著職原抄に曰はく

以當官置諸官之上、是神國之風儀重天神地祇故也、
 と。又蒲生秀實ぬしはるの著職官志に曰はく
 夫祀邦之大典、是以其叙官也、神祇處首、所貴於王道者、於是乎見
 と。誠に然り。職員令の第一は實に神祇官なり。而して太政官中務省式
 部省等之に次く。神祇官の條に曰はく

神祇官

伯一人、掌神祇祭祀祝部・神戸名籍・大嘗鎮魂御
 ・卜兆・惣判官事餘

長官判事准此

大副一人、掌同伯、餘次官不注職掌者、掌長官

少副一人、掌同大副

大祐一人、掌糺判官内、審署文案、勾稽失、知宿直餘、判官准此、

少祐一人、掌同大祐、

大史一人、掌受事、上抄勘署文案、檢出稽失、讀申公文餘、主典准此、

少史一人、掌同大史、

神部三十人、卜部二十人、使部三十人、直丁二人、

と。又攝津職の條に曰はく

攝津職 帶津國

一

大夫一人、掌祠社戶口簿帳字養百姓勸課農桑中略及寺僧尼名籍事、

と。蒲生ぬし曰はく

按祀之與政、其致維一、天子之職脩之而已、京師別之二官、一日神祇、一日大政、外廷唯於大宰府置主神、掌諸祭祠事、置帥貳掌軍國之政、是盖皆以多務分其職也、諸國司不敢分其職、使守介兼掌祀政、一同攝津職

所以因神道成民事、於是乎可見、(職掌志五)

と。まことに當れり。又太宰府の條に曰はく

太宰府 帶筑前國

主神一人、掌諸祭祠事、

帥一人、掌祠社戶口簿帳字養百姓勸課農桑中略蕃客歸化饗饗事、

と。又國の條に曰はく

大國

守一人、掌祠社戶口簿帳字養百姓勸課農桑中略及寺僧尼名籍事、

と。而して神祇令に於て神祇官年中の祭祀のと天皇既位の時の祭祀のとをばしめ散齋致齋中の心得より祭祀に關せる所司の注意さては大祓のと神戸の租庸調の處分に至るまで細に之を記されたり。神祇令に曰はく

凡天神地祇者、神祇官皆依常典祭之、

仲春祈年祭

季春鎮花祭

孟夏神衣祭 三枝祭 大忌祭 風神祭

季夏月次祭 道饗祭 鎮火祭

孟秋大忌祭 風神祭

季秋神衣祭 神嘗祭

仲冬上卯相嘗祭 下卯大嘗祭 寅日鎮魂祭

季冬月次祭 鎮火祭 道饗祭

前件諸祭供神調度及禮儀齋日皆依別式其祈年月次祭者百官集神祇官中臣宣祝詞忌部班幣帛

凡天皇即位、總祭天神地祇、散齋一月、致齋三日、其大幣者、三月之內令修理記、

凡散齋之內、諸司理事如舊、不得弔喪問病食肉、亦不判刑殺、不決罰罪

人、不作音樂、不預穢惡之事、致齋唯祭祀事得行、自餘悉斷、其致齋前後、兼為散齋、

凡一月齋為大祀、三日齋為中祀、一日齋為小祀、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍、

凡大嘗者、每卅一年、國司行事、以外每年所司行事、

凡祭祀、所司預申官、官散齋日、平且領告諸司、

凡供祭祀幣帛、飲食及菓實之屬、所司長官親自檢校、必令精細、勿使穢雜、

凡常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上、卜食者充、唯伊勢神宮常紀亦同、

凡六月十二月晦日、大祓者、中臣上祓麻、東西文部、上祓刀、讀祓詞、訖百官男女、聚集祓所、

凡諸國須大祓者、每郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戶別麻一條、其國造出馬一疋、

凡神戶關庸及田租者、並充造神宮及供神調度、其稅者一准義倉、皆國司、檢校申送所司

と。その他猶神祇を重むせしめとを見るへきもの多し。儀制令に曰はく

天子祭祀所稱天皇詔書所稱皇帝華夷所稱
と。又衣服令に曰はく

皇太子禮服

禮服冠、黃丹衣、牙笏、白袴、白帶、深紫紗褶錦襪、烏皮、烏

親王禮服

一品禮服冠、四品以上每品各有別制、深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深綠紗褶、錦襪、烏皮、烏、佩綬玉珮、

諸王禮服

一位禮服冠五位以上、每位及階、各有別制、諸臣准此、深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深綠紗褶錦襪、烏皮、烏、二位以下、五位以上並淺紫衣以外皆同一位服五位以上佩綬、三位以上加玉佩、諸臣准此、

諸臣禮服

一位禮服冠、深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深縹紗褶錦襪、烏皮、烏、三位以上淺紫衣、四位深緋衣、五位淺緋衣、以外並同一位服大祀。大嘗元日則服之、

內親王禮服

(省畧)

女王禮服

(省畧)

內命婦禮服

(上畧)大祀大嘗元日服之、

と。又公式令の論奏式に曰はく

(上畧)右大祭祀中並爲論奏、畫聞訖留爲案御畫後注奏官位姓

と。至れり盡せりといふへし。而して又律疏の殘篇によりて見れば當時の神祇に對する政策いよいよ明に知るを得。今律疏殘篇より神祇にかゝれる律文を摘記せむ。

八虐の第六に曰はく

大不敬(謂毀大社及盜大祀神御之物、乘輿服御物、盜及偽造神璽内印、合和御藥、誤不如本方、及封題誤、若造御膳、誤犯食禁、御幸舟船、誤不牢固、指斥乘輿、情理切害、及對捍詔使、而無人臣之禮、)

と。又衛禁律の第七に曰はく

凡大祀不預申期、及不預告所司者者答五十、以故廢事者徒一年、幣帛之屬不如法杖六十、闕數者杖八十、全闕者杖一百、(全闕謂一座)中小祀

遞減二等、(餘條中小祀准此)

と。又うの第八に曰はく

凡大祀在散齋、而弔喪問弔、判署刑殺文書、及決罰食、宐者答五十、奏聞者杖七十、致齋者各加二等、

と。又うの第九に曰はく

凡祭祀及朝會、侍衛行事失錯、及違失儀式者答卅、(謂言辭誼、坐立怠慢、乖衆者乃坐、)應集而主司不告、及告而不至者、各答五十、

と。又賊盜律の第三に曰はく

凡盜大祀神御之物者中流、(謂供神御者、大社神寶亦同、)其擬供神御、(謂營造未成者、)若饗薦之具已饌呈者徒二年、(饗薦謂祭幣酒餼之屬、)饌呈謂已入祀所、經祀官省視者、未饌呈者徒一年半、若盜釜甑刀七之屬、並從常盜之法、

と。かく神祇に對して重きを置かれ千古に渡るへき法令を定めたま

へるとなればこの時代は惟神の道はこれよりいや榮はに榮はなむと思ふにさにはあらでこれより佛教は縦横無盡に天下を横行しかかるめてたき律令の精神もまことに通らざりしか如し。

四年五月日本書紀三十卷成る。一品舍人親王總裁となり太安麻呂主筆となり先帝の勅によりて撰修したるもの。神代より持統天皇に至る初め二卷は神代の卷。前の古事記と合せ稱して記化二典といふ。これによりてまたいよく惟神の道を明に伺はるゝに至れり。

聖武天皇の神龜二年七月廿日の詔に曰はく

攘灾招福必馮幽冥敬神尊佛清淨爲先今聞諸國神祇社内多有穢異及放雜畜敬神之禮豈如是乎宜國司長官自執幣帛慎致清掃常爲歲事(續紀九)

と。當時已に神祇の道衰へたるを知るへし。されども年々神祇に關する詔の絶はざるは猶佛を尊へとも敬神の方を忽にせざりしなら

神龜四年豐前國宇佐郡菱形山に入幡の神宮を造る祭神は應神天皇にして今の太分縣豐前國宇佐郡なる官幣大社宇佐神宮は即これ。六年はしめ雄略天皇の御代伊勢山田に豐受大神宮を遷しまし。より大御神の大御饌はこの宮にて調ひ宇治なる大宮に運ひてたてまつり來りしにこの年より豐受大神宮の内は新に御饌殿を建て、ここに供へ奉るととはなれり。太神宮諸雜記(二)之を記して曰はく

神龜六年正月十日、御饌物依例於豐受神宮調備、從彼資參於太神宮之間、宇浦田山之迫道、死男爲鳥、大被喰肉骨分散途中、然而忽依無遁去之道、件御饌物手資徹天、合期供進已了、爰同年二月十三日、天皇俄御藥、仍令卜食、神祇官陰陽寮勘申、巽方太神依死觸不淨之咎所崇給也者、即下賜宣旨於國司、太神宮被搜糺之處、件浦田坂死人之條、依實注申、隨則同三月十三日、依右大臣宣奉勅、下勅使、且被謝遣、件不淨之由、且彼日御饌資參豐受宮、大物忌父止補、神主川鷹、御炊内人神主弘

美及物忌子等進怠狀、科大祓解却見任了、其後依宣旨卜定、豐受神宮
 新建立御饌殿、可令供奉太神宮朝夕御饌之由、神祇官陰陽寮共卜申
 既了、仍官司千上蒙別宣旨致不日功、豐受宮外院、建立御饌殿一字瑞
 垣一重、自爾以降於件殿供進朝夕御饌物、今號御饌殿是也云々
 と。これによりて今も猶外宮の御饌殿にて大御神の御饌を供へまつ
 るなり。朝夕二回の御式に日毎の當番ありて稱宜或は權稱宜(高等官)
 一人主典一人官掌一人(以上判任)出仕二人之に仕へまつれり。天平元
 年の夏勅して毎年伊勢神調絶三百疋を割きて神祇官の中臣朝臣等
 に賜ひ又秋には諸國の天神地祇は長官之を祭り限外に祭るへき山
 川の神あらは之を祭るとを聽せと詔らせたまひやかて祝部か今年
 の田租を免したまふ。二年制して伊勢太神宮の奉幣使は五位已上卜
 食の者を充て六位已下を用おさらしめたまひ又秋には齋宮の供給
 年料は之より後官物を用おて神戸の調庸を用うるなかれと詔らせ

たまふ。三年よ至り神祇官の奏言により庭火の神御竈の神を四時の
 祭祀に預らしめたまふ。九年夏使を伊勢神宮大神社筑紫の住吉社八
 幡社また香椎宮に遣し幣を奉りて新羅無禮の狀を告げ申し冬使を
 諸國に遣して神社を修造せしめたまふ。十二年藤原廣嗣の亂により
 て幣帛を伊祭太神宮に奉り又大將軍大野朝臣東人をして八幡の神
 に禱らしめ終に伊勢に幸きして少納言大井王及び中臣忌部等をし
 て幣帛を太神宮に奉らしむ。かくて亂平ける後また幣を諸社に奉ら
 しめたまふ。十三年春使を伊勢太神宮及び七道の諸社に遣し幣を奉
 りて新京に遷れるとを告げまつる。かくの如く神を禱り神を敬ふと
 しきりなれども當時佛教の勢は甚しく國民をして佛の神にまされ
 るものなるか如き感を懷かしむるに至れり。神社を修造せしめたま
 へるとありといへども幣を諸國の神社に奉れるとありといへども
 十三年の詔にいかなるを詔らせたまひしかを思へはむしろその

修造奉幣のともありしを怪むへき之。記に曰はく

朕以薄德忝承重任未弘政化寤寐多慚古之明主皆能先業國泰人樂災除福至修何政化能臻此道頃者年穀不豐疾癘頻至慙懼交集唯勞罪已是以廣爲蒼生遍求景福故前年馳驛增飾天下神宮去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺各一鋪并寫大般若經各一部自今春已來至于秋稼風雨順序五穀豐穰此乃徵誠啓願靈貺如荅載惶載恐以自寧案經云若有國土購宣讀誦恭敬供養流通此住王者我等四王常來擁護一切災障皆使消殄憂愁疾疫亦令除差所願遂心恒生歡喜者宜令天下諸國各敬造七重塔一區并寫金光明寂勝王經妙法蓮華經各十部朕又別擬寫金字金光明寂勝王經每塔各令置一部所異聖法之盛與天地而永流擁護之恩被幽明而恒滿其造塔之寺兼爲國花必擇好處實可長久近人則不欲薰臭所及遠人則不欲勞衆歸集國司等各宜務在嚴飾兼盡潔清近感諸天庶幾臨護布告遐邇令知朕意又

每國僧寺施封五十戸水田十町尼寺水田十町僧寺必令有二十僧其寺名爲金光明四天王護國之寺一十尼其寺名爲法華滅罪之寺兩寺相去宜受教戒若有闕者即須補滿其僧尼每日八日必應轉讀勝王經每至月半誦戒羯磨每月六齋日公私不得漁獵殺生國司等宜恒加

檢校(續紀十四)

と。大勢思ふへし是に於てか妖僧行基恣にその邪謀をふるへり。天皇專行基をして弘佛の經營にあらしめたまひしかば行基はうの信用をたまたまへるに乘して寺を建つると凡四十九なりきといふ。以て彼かいかにつとめしかを知るに足らむ。金銅の盧舍那佛彼の力によりて現はれたる也。本地垂迹の説もこの時より起れり。うれ奈良時代は佛教の全盛を極めたる時代なり。而して佛教か全盛を極めたる時代はやかてわか惟神の大道か衰頽を極めたる時代なりけり。己は涙をふるひて茲に今一事を記さるへからす。續日本紀(十七)に曰はく

夏四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、北面對像、皇后太子並侍焉、群臣百寮、及士庶、分頭、行列殿後、勅遣左大臣橘宿禰諸兄白佛、三寶乃奴止仕奉流、天皇我命盧舍那像能大前仁奏賜止部奏久此大倭國者天地開闢以來爾黃金波人國理獻言波有毛斯地者無物止念部流仁聞看食國中能東方陸奧國守從五位上百濟王敬福伊部内少田郡仁黃金在奏豆獻此遠聞食驚伎悅備貴備念波久盧舍那佛乃慈賜比波福倍賜物爾有止念閉受賜里恐理戴持百官乃人等率天禮拜仕奉事遠桂畏三寶乃大前爾恐美恐毛奏賜止波久奏

と。本居翁はるの著歷朝詔詞解に於てこの三寶乃奴止仕奉流といふ八字に輪廓を施し且

うもく、此天皇の特に佛法を深く信じ尊み給ひし御事は、申すもさらなる中に、これら御言は、天神の御子、尊の、かけても詔ふへき御言とはおほほす、あまりにあさましくかなしくて、讀み舉るも、いと

ゆゝしく畏ければ、今は訓を闕ぬ、心あらむ人は、此はしめの八字をば、目をふたきて過すへくなむ（歷朝詔詞解二ノ四五）

といはれたり。まことにさるとなりけり。この年冬八幡大神託宣ありて京よ出てませり。續日本紀（同上）之を記して曰はく

十一月辛卯朔己酉八幡大神託宣向京甲寅遣參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等以爲迎神使、路次諸國差發兵士一百人以上前後駈除、又所歷之國禁斷殺生、其從人供給不用酒完道路清掃不令汚穢、

戊寅遣五位十人散位二十人六衛府舍人各二十人、迎八幡神於平群郡、是日入京師於宮南梨原宮造新殿以爲神宮、

と。續紀はたゞ託宣とのみありて何か故といふとなし。然るに歷代皇記帝王編によりて見れば先に大神京にいてまして東大寺の佛を拜給はむと詔らせたまひしといふ。かくて大神は稱宜等と共に東大

寺に至り盧舍那佛を拜したまふ。あはれ先には天皇の三寶の奴と宣
らせたまひしをなけきしかこゝに至りて大神の佛を拜したまふを
見る。已はこゝにいふ詞を知らざるなり。あはれくあかあはれや。

孝謙天皇の天平勝寶二年春八幡大神に封戸位田を奉る。續日本紀（五）
に曰はく

二月戊子奉充一品八幡大神封八百戸前四百二十戸今加三百八十戸位田八十町前五十町今加三十町

二品比賣神封六百戸位田六十町

と。されとも大倭の金光明寺に三千五百戸を封じ前に通して五千戸
といふに比せはうの輕重はいかなるへきう。七年八幡大神の御教に
よりて神田を改めたまふ。續日本紀（十九）之を記して曰はく

三月丁亥八幡大神託宣曰神吾不願矯託神命請取封一千四百戸田
一百三十町徒无所用如捨山野宜奉返朝廷唯留常神田耳依神宣行
之

と。前の寺田を思つゝうの感いよくいかなるへき。天平寶字元年六
月伊勢大神宮の奉幣使を定めたまふ。續日本紀（二十）に曰はく

乙未始制伊勢太神宮幣帛使自今以後善中臣朝臣不得用他姓人
と。されとも遂に行はれさりきといふ。

淳仁天皇位に即き給ふに及ひて河内王中臣朝臣池守忌部宿禰人成
等をして幣帛を太神宮に奉り又使を遣して幣を天下の諸神に奉り
即位を告げまつる。六年また幣を太神宮并に香稚廟に奉り又幣及ひ
弓矢を天下の諸社に奉りて新羅を征すか爲に軍旅を調習ふとを告
げ申す。香稚廟は祭神は神功皇后にして今の福岡縣筑前國糟屋郡な
る官幣大社香稚宮即これなり。

稱徳天皇の天平神護元年春日社に神封を寄せ奉り尋いて香取枚岡
二神を合せ祀る。春日社は初め和銅年中藤原不比等がうの産土神の
鹿島神を移し奉りしものなり。これより代々藤原氏の氏神として尊

崇かきりなかりき。鹿島神は武甕槌神香取神は經津主神枚岡神は天
兒屋根及ひ比賣神にして今の奈良縣大和國奈良町なる官幣大社春
日神社即これ也。さて又武甕槌命は今茨城縣常陸國鹿島郡なる官幣
大社鹿島神宮に經津主神は今千葉縣下總國香取郡なる香取神宮に
天兒屋根命及ひ比賣神は鹿島神香取神と共に今大阪府河内國河内
郡なる官幣大社枚岡神社に齋かれたまへり。

十一月大嘗祭を行ひたまふ。うれ大嘗祭は一代一度の大祀也。而して
事は神を祭るにあり。されは御代々々の器具を敬しみるの衣服を潔
くし。齋まはり清まはりて仕へ奉ると常なりき。されは僧尼などは尤
忌む所なりし也。然るにこの御代の大嘗祭は實に僧侶をしてその式
に預からしめたまへり。またいみじからすや。この時の詔に曰はく

今勅久今日方大新嘗乃猶能其比豐明聞行日仁在然此遍能常余別仁在
故方朕方佛能御弟子等天菩薩能戒手受賜天在此仁依天上都方波三

寶仁供奉次方仁天社國社乃神等毛手為夜備末都次行方供奉留親王多知臣

多知百官能人等天下能人民諸乎愍賜慈賜牟等念天奈還天復天下乎治

賜故汝等毛安久於多待天由紀須伎二國乃獻禮留黑紀白紀能御酒乎赤

丹乃保多末倍惠良伎常毛賜酒幣乃物乎賜方利以天退止為天利御物賜方久

宣復勅久神等乎方三寶余利離天不觸物曾止人能念天在然經乎見末都佛能

御法乎護末都尊末都諸乃神多知伊末志家利故是以出家人毛白衣毛相雜

天供奉仁豈障事波不在止念天奈本忌之可奴久方不忌之天此乃大嘗方聞

行止宣御命乎諸聞食止宣

と。大嘗祭已にかくの如し。神祇乃道は之よりまそく衰ふ。その後佛
經佛具を神社に奉り僧侶をして神を祈らしめ遂に伊勢大神宮及ひ
諸國の大社に神宮寺を建つるに至る。當時天皇はいたく八幡大神を
敬ひたまひ又姦僧道鏡を寵したまひしかは神護景雲三年に至り太
宰主神習宜阿曾麻呂道鏡に諛ひ八幡大神の御教へと矯りて道鏡を

皇位に即け奉らは天下大平ならむと奏す。八幡大神は天皇の最敬ひ奉れる神也。道鏡は天皇の最寵したまへる僧也。この神託言ありてこ乃僧に大御位を譲りまつれといふ。天皇この託言のまゝに譲りたまはむか。万世一系の皇統はこゝに絶はむ。あはれ機期は一髪の間にもあり。天皇はいかにか之を所したまひし。う。

この託言をきかせたまひしもさむかに直に譲りたまふとはし給はさりき。やかて忠臣和氣清麿におほせたまひて更に御教を八幡大神に請はしめたはふ。續日本紀(三十)之を記して曰はく

天皇召清麿於床下勅曰昨夜夢八幡神使來云大神爲令奏事諸尼法均宜汝清麿相代而往聽彼命臨發道鏡語清麻呂曰大神所以請使者蓋爲告我卽位之事因重募以官爵、

と。あはれ清麻呂か受けまつらむ神教によりてあの大問題は決せられむとす。うも大神はいかなる御教かありし。同紀又曰はく

清麻呂行詣神宮大神託宣曰我國家開闢以來君臣定矣以臣爲君未之有也天之日嗣必立皇緒無道之人宜早掃除清麻呂來歸奏如神教と。神勅一言よくこの一髪の間をつなき姦僧をしてはた神器を伺ふとを得さらしめぬ。恰妖雲開きて青天を見たるか如し。万世一系の皇統は遂に傷つくとなかりし。いかに悦はしからずや。

かく神の御稜威を現はしたはひしとありといへども猶崇佛の幣まとに神を敬ふとを知らず。言を神教に托して人を欺き朝廷を偽ると屢なりき。光仁天皇の寶龜四年清麻呂太宰府に申してうの幣を糺さむとを請ふ。七年四月勅して宣りたまはく

祭祀神祇國之大典若不誠敬何以致福如聞諸社不修人畜損穢春秋之祀亦多怠慢因茲嘉祥弗降災異荐臻言念於斯情深慙惕宜仰諸國

莫令更然(續紀卅四ノ七枚)

と。春秋之祀亦多怠慢といふによれば祭祀は正しく行はれさりしな

るへし。又八年三月十日の太政官符は再神社掃修のとを命じたり。曰はく

管課諸祝掃修神社事

右檢案内、太政官去年四月十二日下諸國符、掃修神社潔齋祭事、國司一人專當檢校其掃修之狀、毎年申上、若有違犯必科違勅之罪者、今改建例更重管責、若諸社祝等不動掃修神社損穢、宜收其位記差替還本、即錄由狀便申上、自今以後立爲恒例（類聚三代格一）

と。神社の衰頽を見るへし。又續日本紀（卅六）に曰はく

十一年二月丙申朔神祇官言伊勢大神宮寺先爲有崇遷建他處而今近神郡其崇未止除飯野郡之外移造便地者許之

と。宜之。神いかてかこの不敬を御怒りまさゝらむ。十二月陸奥鎮守副將軍從五位上百濟王俊哲等の請によりて桃生白河二郡の神土社を官幣の社に列せしめたまふ。先に將軍等賊の爲に圍まれて兵疲れ矢

盡し時此の神を祈りて圍を破りしを以てなり。

桓武天皇の延暦元年七月天皇災異によりて除服祭祀せしめたまふ。

續日本紀（卅七）之を記して曰はく

庚戌右大臣已下參議已上共奏、備頃者災異荐臻、妖徵並見、仍命龜筮占求其由、神祇官陰陽寮並言、雖國家恒祀依例奠幣、而天下縞素吉凶混雜、因茲伊勢大神及諸神社悉皆爲祟、如不除凶、就吉恐致聖體不豫、歎而陛下因心至性、尙給孝期、今乃醫藥在御、延引旬日、神道難誣、抑有由焉、伏乞忍會、閔之小孝、以社稷爲重任、仍除凶服、以充神祇、詔報曰、朕以霜露未變、茶毒如昨、方遂諒闇、以申罔極、而群卿再三執奏、以宗廟社稷爲喻、事不護已、一依來奏、其諸國釋服者、待祓使到祓潔國內、然後乃釋、不得飲酒作樂、并著雜彩

と。三年都を長岡に遷す。やかて三月參議近衛中將正四位上紀朝臣船守を賀茂の社に遣し幣を奉りて遷都の由を告げたまふ。賀茂の社の

祭神は上社は別雷神下社は玉依姬命と健甕身命とにして今の京都なる宮幣大社賀茂神社即是之。又十一月には兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚を遣して松尾神を從五位下に叙したてまつる。都を遷したまへるを以て之。六年十一月天神を交野に祭る。されともうの様はまことに漢風之。うの祭文に曰はく

維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅嗣 天子臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩敢昭告于昊天上帝臣恭膺聰命嗣守鴻基幸賴穹蒼降祚覆燾騰徵四海晏然百姓康樂方今大明南至長昇散采燔祀之義祇修報德之典謹以玉帛犧牲粢盛庶品備茲禋燎祇薦潔誠 高紹天皇配神作主尙饗

と。又曰はく

維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅孝子皇帝臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩敢昭告于 高紹天

皇臣以庸虛忝承天序上立錫祉率土宅心方今履長伊始肅郊禱用致燔祀于昊天上帝 高紹天皇慶流長發得冠思文對越昭舛永言配命謹以制幣犧齊粢盛庶品式陳明廣侑神作主尙饗

と。高紹天皇とは光仁天皇をいへるなり。十年八月伊勢太神宮火あり。されとも神鏡は恙なくましましき。太神宮諸雜事記(二)之を記して曰はく

延曆十年、八月五日、夜子時太神宮御正殿東西寶殿、并重々御垣御門、及外院殿舍等併掃地燒亡、爰御正體并左右相殿御體、同以從猛火之中飛出御天、御前乃黑山頂放光明懸御世利、錦綾色々御裝束、幣物乃辛櫃八合、調絹千四百疋、同糸四百六十約、太刀六百九十腰、弓箭楯梓御鏡、種々神寶物等千萬併燒亡畢、仍官司且急造假殿奉鎮御躰、且注其由言上於神祇官、隨則上奏、仍以同月十三日被差下勅使神祇少副一人左少史等也、勘記燒亡根元并神寶物等色目上奏、正稅官物如本、奉

始正殿天、内外殿舍等被令造進天、以八月十四日天、其由令所申給布云々、

と。十一年七月太政官符を以て伊勢齊内親王の禊の用度及ひ齋宮寮の年新乾葛の事を定めらる。官符に曰はく

一 齊内親王禊用度事

右内親王行禊之日、依例神郡供給及儲雜物宜停止之、仍齋宮寮每事儲之、其供給新稻二百四十束、春備正税運送寮家、但夫并馬依承

前例神郡行之、

一 齋宮寮年新乾葛事

右葛依例令輸、神郡百姓所進三千斤、而百姓等申云、調庸雜徭之外輸件乾葛、艱辛殊深者、宜停輸葛寮差神戶令芻、其粮食新充用正税、

以前被右大臣宣備奉 勅如右者、寮依件施行自今以後永爲恒例

と。長岡に都を遷したまふや、春日神を大原野に祭る。皇后の詣て給は

むか爲かりきといふ。今の京都府山城國大原野村なる官幣中社大野神社即これ也。

十二年また都を遷し給はんとして二月參議治部卿壹志濃王等を賀茂大神に遣し之を告げ給ひ三月また壹志濃王等を伊勢に遣し幣を奉りて大御神に遷都の由を告げ奉る。かくて次の年愈平安の京に遷都したまふ。之より神祇の道大に其姿を改めたり。

213
47

明治三十四年四月廿五日印刷
明治三十四年四月廿八日發行

京都府綴喜郡八幡町六百六拾番地

著者兼 發行者 小林 八郎 兵衛

印刷者 東京牛込區矢來町三番地 關 順 一 郎

印刷所 東京日本橋區蛸壳町三丁目拾番地 薰 家 活 版 所

